



VOL.101

■発行日/2017.5.21

● 編集・発行 / NPO法人市民オンブズ富山

〒930-0074

富山市堀端町1-12富山中央法律事務所内

☎ (076) 423-2466 FAX (076) 423-0699

HPアドレス [www.ombuds.gr.jp](http://www.ombuds.gr.jp)

例会開催（原則）偶数月第1日曜午後2時～

【年会費 3000円】振込先/郵便振替 00770-6-9841

- 1 富山市議会政活費問題で住民監査請求
- 2 投稿 富山市議会議長の交際費について
- 3 消防デジタル無線談合調査にご協力を

この間諸般の事情で、発行間隔が長くなったことをお詫び申し上げます。

## 富山市議会政務活動費住民監査請求

報道でもご存じのとおり、市民オンブズ富山の会員2名を請求人として、富山市議会の政務活動費支出に関して住民監査請求を行いましたので、その状況をご報告します。

### 1 職員措置請求書の提出

2017年3月31日に、2015年度（主に前半）の富山市議会の政務活動費支出に関する職員措置請求書を提出しました。内容は、各会派の政務活動費支出について違法又は不当と思われるもののうち、原則として支出額が5万円以上で、かつ4月から9月までのものについて、各会派の返還を求める、というものです。請求書はその日に無事受け付けられました。

なお、この日は富山市の監査委員事務局の職員3名が対応してくれましたが、監査請求は普段あまりないようで、3名でチェック表をみながら請求書の記載事項を確認していたのが印象的でした。

その後、申し立てを受理し、監査を開始する旨の連絡が来ました。

### 2 意見陳述

受理通知後、意見陳述の希望の有無を確認され、希望する旨伝えたところ、4月26日と決まり、同日、

請求人の方1名と代理人弁護士2名とで、市役所に行ってきました。

対応したのは監査委員2名（残りの2名は議会関係者なので担当しないことになっています）と監査委員事務局で、このほかに、担当部局である議会事務局4名、そしてマスコミの記者が傍聴しておられました。

**(1) 請求人側意見陳述** まず、こちら側から、3名がそれぞれの意見を述べました。請求人の方からは特に海外視察の不当性、代理人からは特に広報費の不当性や不正支出の問題、及び、条例の文言（条例では「市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」への支出を認めています）に適しているかの実質的な審理をお願いしたいことについて述べました。

**(2) 担当部局側意見陳述** その後、担当部局の議会事務局から、要するに政務活動費の返還請求をしていないことが相当であるという立場からの意見陳述がありました（なお、担当部局からの意見陳述については請求人の傍聴を認めない運用もあるようですが、今回は、もめることもなく認められました）。議会事務局いわく、会派は「使途基準」（=議会が自主的に設定した基準）に照らして適正に処理をしている「はず」だから、議会事務局は形式的に書類がそろっているかだけ判断すればよく、議会の自主性や裁量からして、実質的な審査までは必要ないんだ、ということでした。

これを受け、請求人側にさらに意見の機会を与えられましたので、議会事務局は要するに使途基準に該当するかどうかを書類だけでしか審査しておらず、条例の適合性についての判断は実際には何もしていないと認めているのであるから、監査請求においては、法令、条例の趣旨等背景にさかのぼった審査をお願いしたい、と追加で意見を言いました。

法律上は請求から60日以内に判断をせよということになっていますから、5月下旬には何らかの判断が出ると思われます。が、少なくとも監査請求のレベルではこちらの考えに沿う結論はもちろん、使途基準適合性を超えた実質的な判断は期待できないだろうと思われ、住民訴訟が不可避と思っているところです。

### 3 意見陳述の内容の補足

さて、意見陳述についての報道をみていると、少し説明が不足だったかと思われる所以で補足します。

というのは、報道の中には「議会事務局は『使途基準』に適合していたと説明したのに対して、請求人側は『住民福祉の増進を図るために必要な活動』への支出かどうかを審理してほしいと述べた」とあり、それだけみると、こちら側が、明文の「使途基準」のレベルを超えて、さらに厳しいレベルでの判断を求めた、と読み、いかにも無理な請求をしたかのようにも思えます。

しかし、こちらの求めはそういうことではなく、単に条例に反した支出かどうかの判断を求めたものです。といいますのは、議会事務局のいう「使途基準」は単に議会各会派が自分で決めた自主ルールに過ぎませんから、個々の政務活動費支出は、「使途基準」だけでなく、法律・条例にも適合している必要があります。そして、富山市の政務活動費条例8条では、政務活動費は、「市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」に支出する、と書いてあります。しかしながら、個々の支出が上記の条例の文言に適合するか反しているかを判断するには、単に「使途基準」に照らすだけではだめで、個々の支出の背景事情を具体的に調べて検討しないと結論が出ないはずです。だからこそ、私たちは、実質的な判断を求めた次第です。

というわけで、私たちは、なにも、明文のルールを超えた、さらに厳しい（そして、たいていは行政・司法が受け入れるはずのない）レベルでの判断を求めたのではなくて、単に、条例に適合するかどうかの判断を求めただけなのです（そして、意見陳述では、議会事務局が、

普段のチェックではそのような判断は何もしていなかった、と正直に述べたということです。）。

報道を見て気になったので、以上を補足します。

とはいっても、やはり、次の報告は住民訴訟提起の報告になるのか？訴状を作るのも楽ではないのに。。。

(H)

## 投 稿

佐伯 巍俊

### 富山市議会議長の

### 交際費について

#### 1 要旨

富山市議会議員の政務活動費不正支出問題が、昨年6～8月頃は毎日のように新聞・テレビ等で報道されました。その中に、地方自治法第100条16項で「政務活動費の使途の透明性の確保に努めるべき責任を有する」と定められた議長(当時)及び議長経験者までもが、政務活動費の不正請求を行っていたことが明らかになりました。これに関連して、私は、「富山市議会議長の年間約250万円もの交際費は適正に遣わされているのだろうか」と疑問を感じました。

とにかく、現状を調査してみようと考え実行しました。

その結果を以下に報告します。

#### 2 交際費は誰が何のために使う経費か

地方公共団体の長又はその他の執行機関が当該団体を代表して「行政上あるいは当該団体の利益のために外部と交渉するために要する経費」であるとされています

一般的に当該団体の長がその必要のために支出するものと考えられ、関連法規や政府の指導通達等を要約整理した「地方公共団体歳入歳出科目解説」にその旨示されています。

#### 3 交際費の支出には制限がある

交際費は従来から疑惑を受けやすい経費ですから、支出は必要最小限にするように指導されています。また、交際費は「債権者のためでなければ支出することができない」という規定の適用があります。例外的に香典など長等その経費の使用者の領収書をもって足りると考えられているようですが、これは交際費が長等の個人的資金となることを意味するものではありません。当該団体の必要経費として支出されるものであるから個人の生活費的な使途や個人的な経費として支出はできません。

## 4 総務省の交際費取り扱いに関する指導

通知（1965. 5. 26）

交際費の支出については、一般経費と同様、支出負担行為（地方自治法第232条の3「普通通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない」）に基づき正当債権者（交際費の支払い相手方）に支払いをすることが建前です。

交際費を、資金前渡する支出の方法は適当でありませんが、必要がある場合には、所定の手続きにより資金前渡の方法によるべきです（「資金前渡」とは地方自治法第161条に規定されています。同法第1項（1～17号に適用する場合の細部が規定されています。「次に掲げる経費については、当該普通地方公共団体の職員をして現金支払いをさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる」例示：遠隔の地又は交通不便の地域において支払する経費（2号該当））。

## 5 議長交際費設定の理由

交際費は、本来、長以外には認められないとするのが通説ですが、二元代表制のもとにおける地方議会は、長との関係においては対等並列の関係にあり、その代表権限を持っている議長には、「議会の代表者としての活動領域があると考えられ」このような実際的な理由から県・市・町村とも適宜予算化されているのが実情です。

## 6 議長交際費の 2013～2015 年度の予算

と使用実績

年度	予算額(円)	使用実績(円)	執行率
2013 年度	2,800,000	1,703,017	60.8%
2014 年度	2,500,000	1,680,548	67.2%
2015 年度	2,400,000	1,416,890	59.0%

## 7 2015 年度交際費の項目別執行率

項目	支出額(円)	説明
1 慶弔・見舞費	612, 200	
(1)祝儀、寸志、激励	486, 000	祝賀会・大会祝い金等 27 件
(2)餞別	0	
(3)見舞	0	
(4)香典	110, 000	市政関係者 7 件
(5)慶弔用生花	16, 200	施設開設、市政関係者 1 件
2 会費・記事掲載費	115, 040	

(1)会費	48, 000	各種団体会費 6 件
(2)記事掲載費	67, 040	新聞掲載料 12 件
(3)助成金等	0	
<b>3 会議・懇談会費</b>	<b>264, 280</b>	各種団体との会議・懇談会費 9 件
<b>4 その他</b>	<b>425, 370</b>	
(1)営業車借り上げ	339, 430	営業車借上げ 137 件
(2)記念品代等	20, 000	議長賞記念品・来客用記念品代・電報代等
(3)諸費	65, 940	あいさつ状印刷等
<b>支出合計額</b>	<b>1,416, 890</b>	
<b>予算額</b>	<b>2,400,000</b>	
<b>執行率</b>	<b>59.0 %</b>	

## 8 営業車の借り上げ状況

### (1) 全体

年度	支出金額	件数	都内使用(内数)
2013 年度	402, 085	177 件	44両
2014 年度	411, 730	144 件	67両
2015 年度	399, 430	137 件	67両

### (2) 市内における営業車の使用状況

3月20日～4月3日までの間使用したハイヤー7件のうち5件は21時～23時の間に使用していました。

出発地は桜木町で、最高料金は8,950円、次いで3,990円、その他は約2,000円前後でした。

## 9 まとめ

交際費の監査について、市議会の議決を経ているから監査委員の監査を受ける必要はないという考えが一部自治体であったといわれていました。

しかし、「地方自治法第99条第1項の規定による監査であり、交際費の内容まで監査することは、経費の性質から適当でないが、収支の経理手続きについてこれを行うことは差し支えない。」と指導されているようです。

交際費は対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行のために必要な外部との交際上必要とされる経費で、交際費の予算科目から支出される経費です。

即ち、「交際費は交際する者に対して支給する経費」です。富山市議会議長の交際費の使用状況を調査した結果は、正規の予算科目で支出すべきものが、結構見られました。例えば営業車の借り上げは、本則は役務費で処理すべきでないか、また、消防団員の競技会参加に伴う激励費4万円は補助金で処理すべきでないかなどなどで

す。

議会の監査（交際費を含む）は、市長又は一般市民からの監査要求があれば実施しなければならない規定になっているので、皆さんも政務活動費に関心を持つとともに、議会全般について、その予算の執行について関心を持ち税金の不正使用をなくそうではありませんか。

以上

## 消防デジタル無線談合の調査にご協力を

全国市民オンブズ（マン）連絡会議から、談合に対する自治体の業者に対する損害賠償請求実施の有無の調査と、請求していない場合には住民監査請求等の取り組みの依頼が来ています。

これは、全国42道府県236消防本部で消防救急デジタル無線の整備工事について、総額約630億円（課徴金から逆算）規模の談合が行われていたとして、今年2017年2月2日に公正取引委員会が、消防救急デジタル無線機器の製造販売業者5社の独禁法第3条違反を認定し排除措置命令をし、うち4社に対して総額63億円あまりの課徴金納付命令を行ったことに伴う対応です。

富山県関係での措置は次の通りです。

契約者	構成自治体	契約日	落札者
新川地域消防本部	黒部市、入善町、朝日町	2014年2月3日	沖電気
富山県東部消防組合消防本部	魚津市、滑川市、上市町、舟橋村	2014年2月10日	富士通ゼネラル
砺波地域消防組合消防本部	小矢部市、南砺市	2014年2月6日	沖電気

現在では、ほとんどの自治体で、入札を行って契約を締結する際に、公正取引委員会で談合の認定がされたような場合には、一定額（契約額の10～30%）の賠償金

を支払う、という条項が入れてあるため、今回のこの公正取引委員会の措置に伴い、各自治体は、この条項をきちんと履行して税金を守っているか、を確認し、もし、怠っている場合には、住民側から措置を求めるものです。

このため、各自治体（消防本部のどれか1つの自治体でいいのですが）で、①入札結果調書、②契約書、③仕様書、④デジタル無線整備団体別負担金（あれば）、⑤当該仕様にした理由がわかるもの、の情報公開を求め、その結果、賠償請求が未実施の自治体に対し、談合分の損害の賠償を業者に求めるよう住民監査請求を全国的におこなうというものです。

### 該当自治体の会員の皆様ご協力を

情報公開請求については、自治体の条例で「何人も請求できるとあればいいのですが、「住民又は事業所で働く者」に限定されている場合は、住民の方のご協力が必要です。

また、住民監査請求が必要になれば、必ず構成自治体の方に請求人となっていただく必要があります。

事務局からご連絡することがありますので、その際には是非ご協力下さい。

### 活動日誌

2017年

- 1月 16日 運営委員会
- 2月 5日 例会
- 2月 27日 運営委員会
- 3月 21日 運営委員会
- 3月 31日 富山市議会政活費住民監査請求
- 4月 20日 運営委員会
- 4月 27日 富山市議会政活費住監請求意見陳述
- 5月 8日 運営委員会

## \* \* 定例会議開催のお知らせと参加のお願い\* \*

= 例会のご案内 =  
6月4日（日） 14時～

=運営委員会の予定=

6月19日（月） 19時00分～

いずれも 富山中央法律事務所1階会議室  
会員、サポーターの方参加できます。